

## 再開の届出に必要な書類と記載方法について

### (1) 届出書類作成にあたって

休止中の事業を再開しようとするときは、下記の書類を習志野市に提出してください。

なお、「人員、設備及び運営に関する基準」を充足しない状態での再開はできません。

書類は特段の定めがない限り、原則として日本産業規格 A 4 とします。

また、従業員の資格者証及び契約関係書類については必ず法人による原本証明をしてください。

### (2) 添付書類一覧

番号	書類	様式等
1	再開届出書	様式第二号(五)
2	付表 付表別表	標準様式付表第二号(十一) 標準様式7
3	申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	履歴事項全部証明書若しくは現在 事項全部証明書。官公署において は、条例(公報)の写し
4	勤務表	(標準様式1)
5	資格証の写し	管理者は主任介護支援専門員研修 の修了証の写しも添付
6	事業所の管理者の経歴書	(標準様式2)
7	事業所の平面図	(標準様式3) 用途、面積及び備品の位置を明示 した、A4判又はA3判のもの
8	事業所の外観及び内部の様子がわかる写真	
9	当該事業に係る備品一覧	(標準様式4)
10	運営規程(厚生労働省令に定められた事項等)	
11	事業を行う建物の賃貸借契約書	
12	損害保険証書(損害賠償時の対応用)	
13	関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	
14	誓約書	(標準様式6)
15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	(別紙3-2)
16	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	(別紙1-1)
17	特定事業所加算に係る届出書	(別紙36、36-2) 特定事業所加算を算定する場合のみ提出